

議員提出議案第 1 1 号

D V 等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間見直しを求める意見書

上記の議案を提出します。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

中野区議会議長 森 たかゆき 殿

提出者 中野区議会議員

中村 延子

日野 たかし

市川 しんたろう

ひやま 隆

伊藤 正信

平山 英明

浦野 さとみ

酒井 たくや

DV等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間見直しを求める意見書

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）が実施されている。

この支援措置は、加害者による住民票の写し等の不当な取得を防ぎ、被害者の安全を守る上で極めて重要な制度である。しかしながら、現行制度では支援措置の期間は原則として1年に制限されている。継続を希望する場合は毎年、相談機関への相談や市区町村窓口での手続きを改めて行う必要があり、被害者の大きな負担となっている。

被害者は、加害者からの追跡を恐れながら生活を再建している中で、毎年窓口に赴き、過去の被害を繰り返し説明する必要が生じる。これにより精神的負担が増大し、フラッシュバックを誘発するケースや、手続きを断念せざるを得ないケースも報告されている。近年、一部の手続き簡素化やシステム改善に向けた動きも見られるが、依然として1年ごとの更新を前提とした部分的な改善にとどまっており、被害者の負担軽減という根本的な課題の解決には十分とは言えない。

また、DV等の被害状況は、1年という短期間で劇的に解消されることは考えにくく、支援の必要性は長期にわたって継続する事例が多い。にもかかわらず一律に1年とすることは、制度の合理性に欠けると言わざるを得ない。

さらに、1年ごとの更新手続きは、地方自治体にとっても大きな事務負担となっている。加えて、更新漏れや連絡の不備などによる人的ミスが発生するリスクも否定できず、被害者の安全が損なわれる事態を招きかねない。

こうした課題を踏まえ、既に一部の地方自治体からは、地方分権改革に関する提案募集を通じて、延長手続きの簡素化や支援措置期間の柔軟化を求める提案も出されているところである。

よって、中野区議会は、政府に対し、支援措置の期間のあり方について、被害者の負担軽減と安全性の確保を最優先に据え、自動継続を含む柔軟な制度設計の検討を早急に行うよう下記の事項を強く要望する。

記

- 1 支援措置の期間を一律1年とする現行の取扱いを見直し、被害者の状況に応じた柔軟な期間設定を可能とすること。
- 2 自動継続制度の導入を含め、更新手続きの負担を抜本的に軽減する仕組みを検討すること。
- 3 期間の見直しに当たっては、被害者の安全確保を最優先とし、虚偽申出の防止など必要な措置を併せて講ずること。

- 4 見直しの検討状況について、地方自治体及び関係団体に適切に情報提供を行うとともに、意見を聴く機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

中野区議会議長名